

地域間交流支援(RIT)事業 富山県-スペイン案件【医薬品】 国内コーディネータの公募要領

2018 年 6 月 4 日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長 赤 星 康

日本貿易振興機構(以下、「ジェトロという。」)では、地域に集積する中小企業群と海外の企業群とのビジネス交流を促進する事業として、2007 年度より「地域間交流支援事業(Regional Industry Tie-Up Program : 以下、RIT 事業)」を実施しています。RIT 事業「富山県-スペイン案件」では、双方の産業交流を円滑に推進し、具体的なビジネス成果を得るため、国内実施主体である一般社団法人富山県薬業連合会と海外実施主体であるスペイン・バイオテクノロジー企業協会(ASEBIO)とで連携をとりながら、医薬品分野における国内地域の企業に対する各種アドバイス、サポート、コーディネート業務を行う国内コーディネータを募集します。ご関心のある方は下記公募内容および別添仕様書をご確認の上、ご応募願います。

【案件概要】

富山県内の製薬企業は、近年、受託製造やジェネリック医薬品使用の増加により生産額は堅調に推移している。しかし、薬価制度の改革による薬価改定などにより、国内市場は厳しい状況にあるため、積極的に海外展開に取り組む必要がある。スペインは欧州でも 5 番目に大きい医薬品市場であるとともに、大手から中堅・中小規模まで製薬メーカーがある。既に交流があるスイス、イタリア、フランスでの経験を活かし、富山企業が強みを持つ製剤技術分野や原薬分野において、共同開発や委受託製造などのビジネス創出を目指す。

【参考 1】RIT 事業について

RIT 事業では日本と海外の産業集積地・中小企業群・国内実施主体が協力して傘下企業の商談を支援し、地域中小企業の国際化、ひいては地域産業の活性化に寄与することを目指します。

■2018 年度 RIT 事業採択案件一覧

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_News/releases/2018/cd96c9798c87c045/2.pdf

■RIT 事業について

<https://www.jetro.go.jp/jetro/activities/support/rit/pdf/gaiyou.pdf>

■RIT 事業紹介 URL

<https://www.jetro.go.jp/jetro/activities/support/rit/>

【参考 2】国内実施主体について

国内実施主体である一般社団法人富山県薬業連合会は、昭和 27 年 6 月に製薬企業と配置販売業者が合同し、社団法人として富山県知事の認可を受け創設された。平成 25 年 4 月に一般社団法人へ移行し、現在は、医薬品関連企業（容器、印刷、物流等）も含めた団体となっている。

薬業界を取り巻く状況を把握し、本県薬業界の健全な発展と国民の保健衛生の向上に貢献するため、情報収集、医薬品の品質確保、研究開発の推進、販売拡大や国際交流などの事業を展開している。

■国内実施主体紹介 <http://www.toyama-kusuri.jp/ja/>

記

1. 応募資格

(1) 必須条件

- ① 実施主体の主要構成員や事務局のメンバーではない第三者であること。
- ② 日本在住である個人又は日本法人（登録法人）。
- ③ 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- ④ 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- ⑤ 個人にあっては本人が、法人にあっては本業務に従事する者が、本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ⑥ 本事業及びジェトロ事業での契約実績がある場合、その業務内容等において重大な問題を起こしていないこと。
- ⑦ 国内実施主体が設定した産業交流計画の目的・コンセプトを十分に理解し、密接な連携を取れること。
- ⑧ 反社会的勢力と無関与であること。

(2) 専門性（以下の条件を全て満たしていること）

- ① 交流対象分野の技術・製品を客観的に評価できるだけの経験とノウハウを有しており、高度な専門的知見を有していること。原則 15 年以上の実務経験を擁していることが望ましい。
- ② 該当する国内地域又は海外地域の当該分野のビジネス動向等について広い知見を有しており、現状を十分に把握していること。
- ③ これまでに国内外における企業間ビジネスマッチングの領域で商談等のコーディネート業務の実績・経験があること。

(3) その他専門性（以下の条件を満たしていることが望ましい）

- ・本業務を円滑に執行できる十分な語学力（英語）を有すること。

(4) 留意事項

- ・本業務は地域間産業交流の補完的役割を担うものであり、特定企業又は事業の利益に与するものではないことを確認・理解すること。

2. 業務委託内容

業務委託仕様書を参照

3. 募集人数

1名

4. 契約形態

- ・ジェトロと個人、又は個人が所属する企業・団体等と業務委託契約書を締結する業務委託方式
- ・本業務の委託期間は、2018 年 8 月 1 日から 2019 年 3 月 8 日までを予定。

※ 本業務の活動内容は、業務報告書や毎年度末に実施する活動レビュー等により評価を行う。
評価内容の結果等によっては、期間内の契約解除もあり得る。

5. 業務委託の金額

(1) 業務委託費

- ・1 時間あたり 5,400 円(税込)の出来高払いとします。
- ・毎月、月次業務報告書の提出を受けて実労働時間に対して 1 時間あたり 5,400 円(税込)の委託費(15 分単位の出来高払いとし、15 分未満は切捨て)を支払います。なお、移動時間は加算されません。
- ・契約期間中の支払総額は、(2)域内交通費及び(3)国内出張費と合わせて、原則として 900,000 円(税込)を超えないものとします。

※電話代、コピー代などの事務諸経費は支払対象外となります。

(2) 域内交通費

- ・本業務の活動に係る交通費は、ジェトロ規程に基づいて月末に提出いただく域内交通費請求書を確認の上で支払います。

(3) 国内出張費

- ・業務遂行上出張が必要な場合、ジェトロの指示に基づき出張を行っていただく場合があります。本業務に係る国内出張経費については、ジェトロの旅費規程等に基づく交通費及び宿泊費を上限とした実費精算とします(食費相当額、諸経費は精算対象外となります)。

(4) 海外出張費

・本業務では海外出張は発生しないため、かかる旅費の支給はありません。

6. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 申請書(法人契約の場合は、契約締結者欄に法人の情報を記入)
- ② 会社概要(法人契約の場合のみ)

(2) 提出方法

2018 年 6 月 18 日(月)17:00

までに、必要書類を下記のアドレスに電子メール及び郵送で提出すること(いずれも必着のこと)。

※ FAXでの提出は受け付けておりません。

※ 提出書類は返却いたしません。

(3) 提出先

ジェトロ富山貿易情報センター(担当:菅原)

E-mail: TOY@jetro.go.jp

〒930-0866 富山県富山市高田 527 情報ビル 2 階

7. 応募期間

2018 年 6 月 4 日(月)～6 月 18 日(月)17:00

8. 選考について

(1) 選考方法

第一次選考:書類審査

第二次選考:面談またはテレビ電話による審査(書類選考の上、別途日時を連絡。原則、面談は富山貿易情報センターにおいて行います。なお、面談にかかる旅費はジェトロでは負担しません。)

※選考結果は採否のみを応募者本人に通知します(法人契約の場合も同様)。なお、採否理由はお答えできません。

(2) 選考基準

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、採択者を決定します。

- ① 交流対象分野の技術・製品を客観的に評価できるだけの経験とノウハウを有しており、高度な専門的知見を有している。
- ② 国内地域、又は海外地域における交流対象分野について、又は交流対象分野と関係の深い分野について広い知見を有しており、現状を十分に把握している。
- ③ 国内実施主体が設定した産業交流計画の目的・コンセプトを十分に理解し、密接な連携を取れる。

- ④ これまでに国内外における企業間ビジネスマッチングの領域でコーディネータ業務の実績・経験がある。
- ⑤ 国内コーディネータ業務を円滑に執行するために必要となる十分な語学力を有している。

9. 特記事項

本件の応募者が、別途、RIT 事業の海外出張調査、ミッション派遣にかかる派遣専門家の公募に応募することも可能です。

10. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、国内コーディネータ選定手続きのために利用します。

11. お問い合わせ先

ジェトロ富山貿易情報センター(担当:菅原)

E-mail: TOY@jetro.go.jp

〒930-0866 富山県富山市高田 527 情報ビル 2 階

※ 電話やFAXでのお問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイト上で公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相

当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）